

## 歴史的建造物の保存活用と町並み景観の維持向上に向けた取組みについて

### 1. 令和6年度犬山市歴史まちづくり協議会で出された指摘を踏まえた検討の経過

- ・令和6年度犬山市歴史まちづくり協議会で、歴史まちづくり賞事業および修景助成事業について説明したところ、事業の在り方について委員からご指摘をいただいた。指摘を踏まえ、改善を図るため、歴史まちづくり課および都市計画課での検討、歴史まちづくり協議会専門部会での審議、先進地視察・ヒアリングの実施、国土交通省・愛知県を交えた勉強会を実施した。

#### (1) 令和6年度歴史まちづくり協議会で出された指摘【抜粋】

- ・歴史まちづくり賞の表彰候補物件は、修景助成を受けた物件だが、助成事業として本当に適切な工容であったか。
- ・建物の表に出ている格子は、建物の品格を表すものである。簡易な格子を設置することについて、伝統的でない格子を表に出しているということを建物の所有者が理解した上で、議論ができているのか。
- ・必ずしも同じ仕様の格子を推奨するものではなく、住み方・使い方で格子の工夫をしてもよい。
- ・修景事業の事例を見ていくと、修景をしてもよくなっていない事例があるように思う。トータルのデザインを考えて、市が推進すべきものにお金を出すという仕組みにしないといけない。
- ・景観法に基づく景観地区の設定について、検討してはどうか。

#### (2) 検討の経過

##### ①歴史まちづくり課・都市計画課による協議

- ・令和7年3月から12月にかけて、歴史まちづくり課・都市計画課で計7回打合せを実施し、両課の事業の対象の整理や改善方法について検討を進めた。
- ・令和7年7月に、先進自治体（岐阜県岐阜市、各務原市）において、取り組み事例のヒアリングや、修景事業の現地視察を行った。

##### ②犬山市歴史まちづくり協議会専門部会での進捗状況の報告・審議

- ・犬山市歴史まちづくり協議会専門部会（令和7年7月25日、11月13日開催）で、改善方法の検討状況の中間報告を行い、審議いただいた。

##### ③先進地視察・ヒアリング

- ・令和7年7月25日に、中山道鶉沼宿地区（岐阜県各務原市、重点風景地区）の現地視察を行った。脇本陣の復元事業や、道路の修景事業について、越澤会長からご説明いただいた。
- ・令和7年11月13日に、歴史まちづくり協議会専門部会委員、愛知県職員を交え、有松町並み地区（愛知県名古屋市、重要伝統的建造物群保存地区）の現地視察を行った。株式会社つぎとの取締役副社長である岡田岳史様より、有松地区で現在進んでいる古民家再生・活用の取組みについてお話を伺い、意見交換をした。有松地区のまちづくり会社（有松未来創造株式会社）の代表取締役・有松まちづくりの会会長である中濱豊様に、有松地区のまちづくり活動や景観保全

の取組み内容についてお話を伺った。また、登録有形文化財建造物である中濱家住宅について、店舗としての活用状況や非公開部分の視察を行った。



有松地区視察の様子

#### ④歴史まちづくり行政・景観行政に関する勉強会

- ・令和7年6月24日に、越澤会長、国土交通省公園緑地・景観課職員、中部地方整備局計画管理課職員、愛知県公園緑地課職員をお招きし、歴史まちづくり行政・景観行政に関する勉強会を実施した。
- ・勉強会では、越澤会長より景観法、歴史まちづくり法制定の経緯と趣旨や、犬山市の歴史まちづくりの取り組みの成果と課題について、ご講義いただいた。また、国土交通省公園緑地・景観課の宇川課長補佐より景観行政、歴史まちづくり行政に関する制度についてご説明いただいた。その後、出席者で意見交換を行った。



歴史まちづくり行政・景観行政に関する勉強会の様子

## 2. 歴史的建造物の保存活用と町並み景観の維持向上に向けた取組み内容

### (1) 助成制度の対象に関する整理【資料2-1】

- ・それぞれの助成事業の対象について、資料2-1のとおり取りまとめ、制度の目的を整理した。
- ・歴史的な価値の高い物件（登録有形文化財、歴史的風致形成建造物）については、保存もしくは復原修理を原則として、その価値を損なわないことを目的に、文化財保存事業費補助金の対象として保存修理を行う。
- ・歴史的建築物に指定された町家やその他古い建築物については、建物そのものの取り壊しを防ぎ、保存すること、景観形成促進地区内の新築物件等については、周囲との調和を図ることで、歴史的なまちなみ景観の形成につなげることを目的に、景観形成助成金の対象として整備・修景を行う。
- ・ただし、修景にあたっては、「犬山城下町景観づくりの手引き」および「景観形成助成金チェックシート」を活用し、より質の高い、犬山の町並みに調和した修景となるよう所有者に周知し、犬山城下町の景観向上への協力を求める。

### (2) 「犬山城下町景観づくりの手引き」などの作成【資料2-2、2-3、2-4、2-5】

- ・市が推奨する犬山城下町の建築物としてふさわしい姿を周知啓発するため、事例等で分かり易く示した「犬山城下町景観づくりの手引き」を作成した。「手引き」の作成にあたっては、犬山市歴史まちづくり協議会専門部会で案を説明し、専門的な観点からアドバイスをいただいた。
- ・景観形成助成金の活用を検討している建物所有者等に対して助成対象となる条件を示すため、条件をクリアする具体的な仕様をまとめた「景観形成助成金チェックシート」を作成した。
- ・「手引き」および「チェックシート」の内容と運用方法について、令和7年度第1回犬山市景観審議会(令和8年1月30日開催)で審議を受けた。
- ・「手引き」および「チェックシート」は、令和8年4月に発行し、新築・改築工事の施工者や修景事業の事業者等に配布する予定である。

### (3) 犬山城下町における「景観地区」の検討【資料2-6】

- ・犬山城下町における「景観地区」に関する意向調査などについて、令和7年度第1回犬山景観審議会にて報告した。

# 歴史的な建造物に係る指定等の種別と修理工事補助制度対象範囲の関係図

歴史的価値：高い  
現状変更の弾力性：低い

歴史的な価値を保存し次世代へ継承することで、ひいては歴史的な風致の維持・向上が期待できる

歴史的な趣きを活かした利活用を促進し、ひいては歴史的な価値のある建物の保存・継承が期待できる

歴史的価値：低い  
現状変更の弾力性：高い

指定文化財建造物 [物件数：国指定15件、県指定2件]  
歴史的価値の高いもので、かつ各時代又は類型の典型となるもの等

登録有形文化財建造物 [物件数：157件]  
国土の歴史的景観に寄与しているもの等

歴史的風致形成建造物 [物件数：27件]  
認定重点区域における歴史的風致を形成しておりその保全を図る必要があると認められるもの

歴史的建築物 [物件数：145件]  
犬山城周辺地域にある町家のうち特に必要と認めるもの

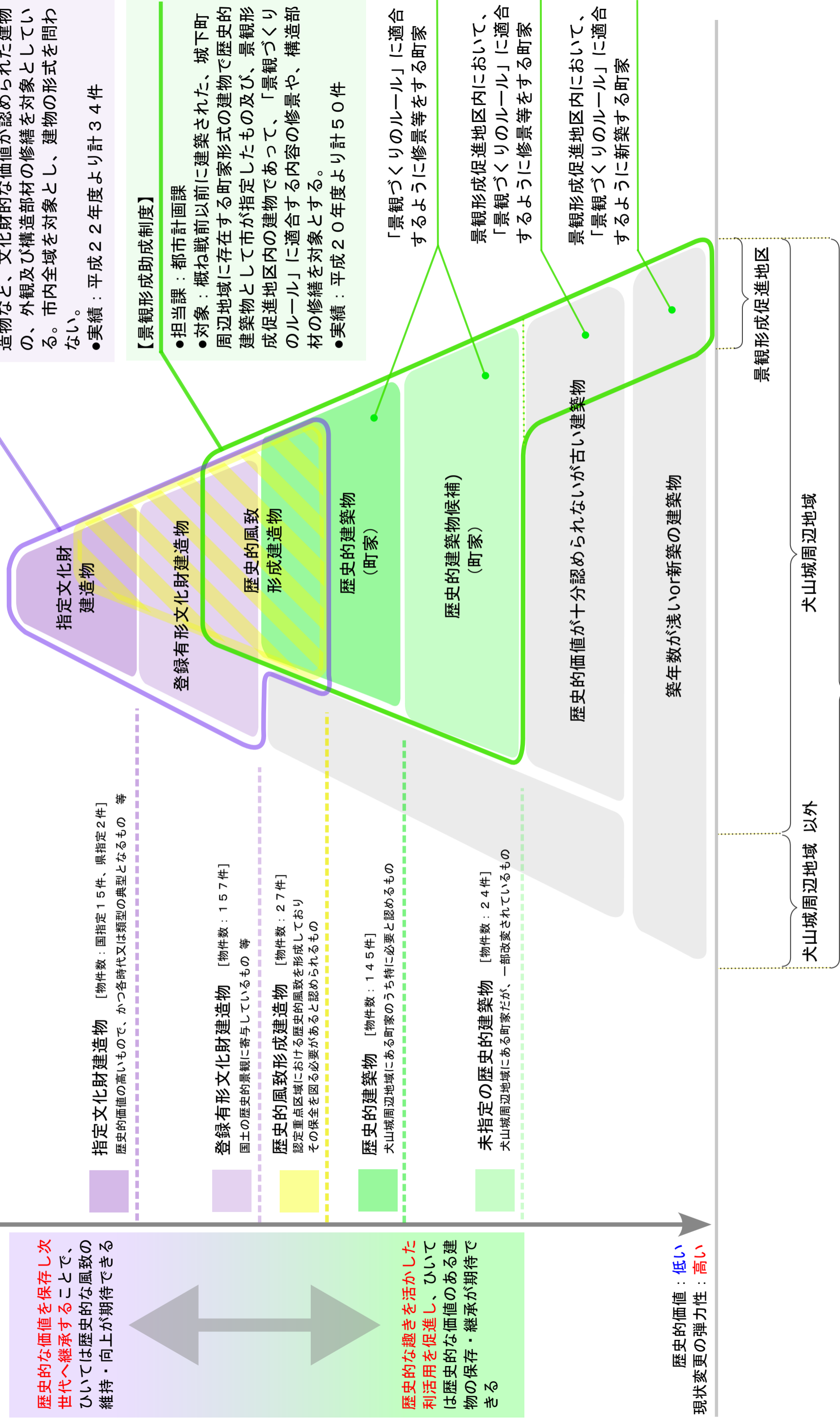
未指定の歴史的建築物 [物件数：24件]  
犬山城周辺地域にある町家だが、一部改変されているもの

## 【犬山市文化財保存事業費補助制度】

- 担当課：歴史まちづくり課
- 対象：登録有形文化財や歴史的風致形成建造物など、文化財的な価値が認められた建造物の、外観及び構造部材の修繕を対象としている。市内全域を対象とし、建造物の形式を問わない。
- 実績：平成22年度より計34件

## 【景観形成助成制度】


- 担当課：都市計画課
- 対象：概ね戦前以前に建築された、城下町周辺地域に存在する町家形式の建物で歴史的建築物として市が指定したものと及び、景観形成促進地区内の建物であって、「景観づくりのルール」に適合する内容の修景や、構造部材の修繕を対象とする。
- 実績：平成20年度より計50件



## 「犬山城下町景観づくり手引き」「景観形成助成金チェックシート」について

### ■作成の背景

令和6年度犬山市歴史まちづくり協議会にて、景観形成助成を受けた物件について委員から意見があった。主な意見と現状、対応は以下のとおり。

<p><b>主な意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の表に出ている格子は品格を表すものであり、伝統的でない簡易な格子を設置することについて、建物所有者が理解した上で議論ができているのか。</li> <li>・修景事業はトータルのデザインを考えて、市が推進すべきものに助成する仕組みにしないといけない。</li> </ul> <p>(伝統的な格子を用いた例)</p>  <p>(簡易な格子を用いた例)</p>  <p>(伝統的な格子姿図イメージ)</p> 	
<p><b>種別</b></p>	<p><b>文化財（有形）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財とは建造物などの有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの」（文化財保護法）</li> <li>・「犬山市文化財保存事業費補助制度」は登録有形文化財など<b>文化財的な価値が認められた建物を保存するため</b>、外観や構造部材の修繕が対象。</li> </ul>	<p><b>景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」（景観法）</li> <li>・「景観形成助成制度」は<b>城下町の景観形成を図るため</b>、まちなみ景観の維持向上となる建築工事等が対象。</li> </ul>

<p><b>現状</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成助成については、建築工事において、景観計画における城下町ゾーンの「景観づくりのルール」の努力・配慮項目を含めた全てのルールに適合するものを助成対象としている。</li> <li>・ それにより景観計画の良好な景観形成に関する方針にある「昔の面影を残す」「歴史的なまちなみ景観との調和」は達成されると考えている。</li> <li>・ 開口部に関するルール「格子を用いるよう努める」については、伝統的な格子に限定はしていない。簡易な格子でも良好な景観形成は図られると考えている。</li> <li>・ 歴史的まちなみ景観の保全には歴史的建築物の保存が重要であり、助成条件をさらに厳しくすることは、修景ではなく建替えを選択され、歴史的建築物の解体に繋がりにかぬないと考えている。</li> <li>・ なお、格子については、助成金の相談や申請を受けた際に伝統的な「犬山格子」を紹介し、検討するようお願いしている。</li> <li>・ 市が推奨する建築物の姿について分かり易く示した資料があると良い。</li> </ul>
<p><b>対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が推奨する犬山城下町の建築物としてふさわしい姿を周知啓発するため、事例等で分かり易く示した「<b>犬山城下町景観づくり手引き</b>」を作成し、初期相談時に景観計画概要版と併せて配布する。</li> <li>・ 景観形成助成金の活用を検討している建物所有者等に対して助成対象となる条件を示すため、条件をクリアする具体的な仕様をまとめた「<b>景観形成助成金チェックシート</b>」を作成し、上記と併せて配布する。</li> <li>・ 開口部に用いる格子については、「昔の面影を残す」「歴史的なまちなみ景観との調和」を目指す<b>景観行政においては伝統的な格子に限定することはせず、現状と同じ取扱いとすべきか、助成条件を厳しくして伝統的な格子に限定すべきか、景観審議会の意見を伺いたいと考えています。</b></li> </ul>

## 設備機器

- 空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。
- 太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。



空調の室外機などの設備機器によって歴史的なまちなみ景観がくずれてしまうことがあります。見えない位置に設けるか、目立たなくする工夫をしましょう。

## その他の景観配慮について

### ① キッチンカー、イベントテントなど

- 常設は控え、周囲のまちなみ景観に影響を与えないように配慮を行い、看板なども道路側への設置は控える。

キッチンカーやイベントテントなどは、その規模や色彩などによっては周囲の景観に影響を及ぼす恐れがあります。常設は控え、色彩、デザイン及び設置場所などを周囲のまちなみ景観に配慮しましょう。

### ② 自動販売機

- 周囲の歴史的なまちなみ景観と調和した意匠とし、色彩は落ち着いた低彩度のものを用い、通りからの見え方に配慮する。

自動販売機は、その利便性の高さから今では生活の一部となり、まちなみの景観を構成する要素の一つにもなっています。色彩、デザイン及び設置場所などを周囲のまちなみ景観に配慮しましょう。



### ③ 屋外広告物

- 周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、看板類やのぼり旗などの屋外広告物の掲出については「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」を遵守するよう努める。

「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」は2019年度に地域住民の皆さんとともに作成したもので、景観を維持・形成していくために必要な作法を次の4つの視点から整理しています。

- ×禁止：道路への突出、高い位置への設置、電光看板、回転灯 など
- △配慮：掲出総面積は小さく、ポップなどは最低限に、のぼり旗等は複数設置しない など
- 工夫：木や布などの自然由来の素材を使う、同色系・低彩度の色彩を使う など
- ◎推奨：のれんを使う、提灯や行灯などを使う など



屋外広告物  
ガイドライン



# 犬山城下町

# 景観づくり手引き

犬山市では、平成20年に景観計画を策定（令和5年に改訂）し、地域の皆さまと一緒に歴史的なまちなみ景観の保全に取り組んできました。今後も「犬山城下町らしさ」を大切に、魅力あるまちなみ景観を保全するために、城下町にふさわしい建築物のあり方について、景観計画における「城下町ゾーン」のルールを本手引きにまとめました。



景観計画



連絡先：犬山市 都市整備部 都市計画課 建築指導担当（本庁舎2階）

TEL 0568-44-0331 FAX 0568-44-0366

メール [080100@city.inuyama.lg.jp](mailto:080100@city.inuyama.lg.jp)

犬山市 教育部 歴史まちづくり課（本庁舎3階）

TEL 0568-44-0354 FAX 0568-44-0372

メール [070700@city.inuyama.lg.jp](mailto:070700@city.inuyama.lg.jp)

犬山市 都市計画課・歴史まちづくり課 令和8年4月発行

## 「犬山城下町らしさ」をみんなで守っていきましょう！

犬山城下町には、国宝「犬山城天守」と共に、天守江戸時代の町割りがよく残り、幕末から昭和初期に建てられた歴史的な趣の残る町家などが美しいまちなみを形成しています。屋根を切妻造りとし、平屋・厨子二階(つしにかい)・バンコ二階・本二階といった時代ごとの高さを伝える町家が道路に面して軒を連ね、虫籠窓(むしこまど)、連子格子(れんじごうし)、熨斗面戸(のしめんど)などの意匠を見せます。また、軒を船柵造り(せがいづくり)とした風格のある町家が見られるのも特徴の一つです。

■厨子二階(つしにかい)  
江戸時代に採用されていた2階の天井を低く抑えた町家の様式。物置場や使用人の寝所とされた。武家を見下ろさないためともされる。

■バンコ二階  
正面側を居室利用の2階とし、背面側を物置利用とする中二階の町家の地域的な呼称。厨子二階から本二階への移行を示すものとされる。

■本二階(ほんにかい)  
軒高を高くし、2階の正面側と背面に部屋を設けた造り。明治末期以降に見られる。



■連子格子(れんじごうし)  
窓や扉の一部などに立て並べてはめこんだ木または竹の格子のこと。

■虫籠窓(むしこまど)  
厨子二階やバンコ二階によくみられる、虫籠に似た意匠の窓。横長の開口に太めの縦棧を配し、漆喰で塗り込めることで、採光・通風を確保しつつ、外部からの視線を遮り、防火性を高めている。

■熨斗面戸(のしめんど)  
土居のし瓦の継ぎ目の雨仕舞に漆喰を用い、市松模様に見えるようデザインされたもの。



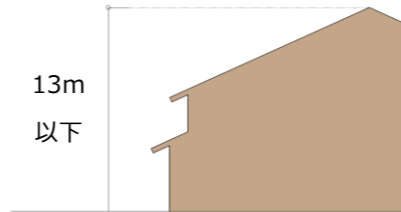
■船柵造り(せがいづくり)  
腕木と呼ばれる構造材で出桁(だしげた)を支え、深い軒をつくる伝統工法。

## 高さ

□高さの最高限度は13メートルとする。

歴史的なまちなみ景観を阻害せず、町家のもつ親しみやすいたたずまいを保つため、建築物の高さは13メートルを限度とします。3階建てとする時には、2階よりも壁面を後退させるなどの配慮をお願いします。

13m  
以下



## 壁面位置

□壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえ、まちなみの連続性を保つよう努める。

揃った壁面は歴史的まちなみ景観の美しさの一つです。町家の連なりを意識して、壁面の位置は伝統的な建築物にそろえ、道路境界線から90cm以内に配置するよう努めましょう。



## 屋根

□屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。

- ・切妻平入り
- ・道路に向かう勾配屋根
- ・日本瓦葺き(黒色または銀鼠色)

町家の特徴である「切妻造り、平入り」とし、主要な通りに屋根の平面を見せるとともに勾配を周囲の伝統的な建築物とそろえた「日本瓦葺き(黒色または銀鼠色)」とするよう努め、美しいまちなみ景観を守りましょう。



## 外壁

□漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。

歴史的なまちなみ景観との調和には外壁の素材や質感は重要です。町家に多く見られる漆喰塗りや下見板張り、または漆喰調や木目調の仕上げとするよう努めましょう。

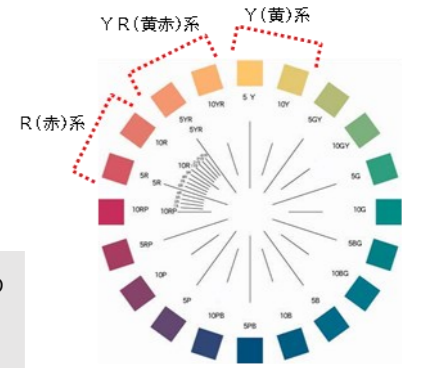


## 意匠

□周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度のものを用いる。

□夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。

低彩度とは、「マンセル表色系で、R(赤)及びY R(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、またその他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの」としています。



## 建具

□外壁や周囲の建築物と調和した色(黒色、茶色、木系色)や素材の建具枠を用いるよう努める。

歴史的なまちなみ景観に調和する黒色、茶色、木系色の落ち着いた建具を使用しましょう。また道路に面する建具は引き戸とし、格子を用いるよう努めましょう。



## 開口部

□開口部には格子を用いるよう努める。

現存する町家に見られる開口部の格子の連なりは犬山城下町の特徴の一つです。まちなみ景観と調和を図るため、道路に面する開口部は引き戸とし、格子を用いるよう努めましょう。デザインは犬山城下町に古くから見られる伝統的な割り付けの良い木格子を参考にしましょう。



## 駐車場

□駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。

現代の暮らしに自家用車はかせません。道路側に駐車場を設ける場合は、ビルトインガレージ(屋内車庫)とするなど、まちなみの連続性を保つ工夫が大切です。



## 門・塀

□建築物を道路境界線から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。

建築物を道路境界線から後退させる場合は、道路境界線沿いに城下町に調和した門(格子戸)や板塀などを設け、まちなみの連続性を保つよう努めましょう。



## 景観形成助成金チェックシート【建築物、門・塀】

作成日 年 月 日

申請者				申請地	犬山市
項目	景観づくりのルール	チェック項目	市	備考	
高さ	高さの最高限度は13メートルとする。	<input type="checkbox"/> 13メートル以下	<input type="checkbox"/> 適合		
意匠	周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる。	<input type="checkbox"/> 外観に用いる色彩は以下のいずれかに該当 ・マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、その他の色彩は彩度を概ね2以下 ・ベンガラ漆喰	<input type="checkbox"/> 適合		
	夜間※2において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 夜間照明・夜間サイン(光るもの)なし、又は門灯や局所的なスポットライトなどのみ	<input type="checkbox"/> 適合		
建具	外壁や周囲の建築物と調和した色(黒色、茶色、木系色)や素材の建具枠を用いるよう努める。	<input type="checkbox"/> 建具は全て以下のいずれかに該当 ・木製建具(古色・黒色・茶色・白木) ・金属製建具(黒色・茶色・木系色)	<input type="checkbox"/> 適合		
設備機器	空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 空調などの室外機は以下のいずれかに該当 ・道路などから見えない位置に設置 ・木製格子で覆う(古色・黒色・茶色・白木) ・金属製格子で覆う(黒色・茶色・木系色)	<input type="checkbox"/> 適合		
	給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。	<input type="checkbox"/> 道路から見える外壁面に露出なし、又はやむを得ず露出する場合は外壁と同系色で塗装するなど目立たない配慮がされている	<input type="checkbox"/> 適合		
	太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 道路から見えない部分に設置し、架台の使用なし	<input type="checkbox"/> 適合		
壁面位置	壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。	<input type="checkbox"/> 道路境界線から90cm以内に壁芯やポーチ柱芯がある	<input type="checkbox"/> 適合		
屋根	屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き(黒色または銀鼠色)	<input type="checkbox"/> 切妻平入り(2階建ての場合は下屋または庇有り)・日本瓦葺き(黒色または銀鼠色など)	<input type="checkbox"/> 適合		
外壁	漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。	<input type="checkbox"/> 【正面】以下のいずれかに該当 ・漆喰塗り ・下見板張り ・漆喰調の左官仕上げ ・木板張り <input type="checkbox"/> 【道路に面する妻面】以下のいずれかに該当 ・漆喰塗り ・下見板張り ・漆喰調の左官仕上げ ・木板張り ・鋼板張り(軒桁下部分は下見板風張り) ・道路に面する妻面なし <input type="checkbox"/> 【道路に面しない面】以下のいずれかに該当 ・漆喰塗り ・下見板張り ・漆喰調の左官仕上げ ・木板張り ・鋼板張り ・漆喰調サイディング ・木目調サイディング	<input type="checkbox"/> 適合		
駐車場	駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 駐車場は以下のいずれかに該当 ・道路に面する部分以外に設置 ・ビルトインガレージ(木製格子戸付・木製シャッター付・金属製シャッター付・パイプシャッター付) ・下記「門・塀」に適合するものを設置	<input type="checkbox"/> 適合		
開口部	開口部※3には格子を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 道路に面する開口部は以下のいずれかに該当 ・「犬山格子」と呼ばれる工夫した意匠の格子を設置 ・木製格子・手すりを設置(古色・黒色・茶色・白木) ・金属製格子・手すりを設置(黒色・茶色・木系色) ・建具に組入りのものを使用	<input type="checkbox"/> 適合		
門・塀	建築物を道路境界線から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。 <input type="checkbox"/> 該当なし	門 <input type="checkbox"/> 【屋根】以下のいずれかに該当 ・切妻平入(日本瓦・鋼板) ・道路に向かう勾配(日本瓦・鋼板) ・屋根なし <input type="checkbox"/> 【壁】以下のいずれかに該当 ・上記「外壁」に適合するもの ・石積み ・石張り・石調タイル張り ・壁なし	<input type="checkbox"/> 【建具等】以下のいずれかに該当 ・木製戸(古色・黒色・茶色・白木) ・金属製格子戸(黒色・茶色・木系色) ・シャッター(木製・金属製・パイプ) ・建具等なし	<input type="checkbox"/> 適合	
		塀 <input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当 ・板塀(古色・黒色・茶色・白木) ・竹垣(遮蔽タイプ、人工竹含む)			

※1:「低彩度」:マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。

ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

※2:日の入～日の出

※3:道路に面するもの



水  
と  
緑  
と  
歴史  
の

まちを  
目指して

犬山市は、国宝犬山城とその城下町をはじめ、東之宮古墳や青塚古墳に代表される古墳など、連綿と伝えられてきた伝統文化と古い歴史を持つまちです。木曾川の清流や市域の半分を占める東部丘陵に代表される豊かな自然を身近に感じることができるまちであり、地域によってさまざまな表情を持った景観が存在します。これら犬山らしい景観を維持向上させるために、犬山市では平成5年に都市景観基本計画を策定して景観づくりに取り組んできました。平成16年6月に、わが国ではじめての景観に関する総合的な法律である『景観法』が制定され、これまでの地方公共団体による景観に対する取組みに、法的な位置づけを持たせ、強制力を含めたより実効性のある仕組みを加えることができるようになりました。犬山市は、景観法を有効に活用しながら、一層魅力ある景観づくりに取り組んでいくために、平成20年に景観法に基づく景観計画を策定し、令和4年に改訂を行いました。この冊子は、その概要を示したものです。

## 1. 景観計画の区域

「景観計画の区域」とは、景観法に基づく景観計画を定めることができる範囲を言います。

犬山市では、市内の全ての地域が美しく、それぞれの地区の住民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになることを目指して、犬山市全域を「景観計画の区域」とします。

## 2. 目標景観像と基本目標

### ■目標景観像

世界に誇る歴史と、  
水と緑に彩られたまち 犬山

### ■3つの基本目標

木曾の流れと里山の緑を  
暮らしに取り込む景観づくり

城の歴史と車山(やま)の文化が  
暮らしを彩る景観づくり

地域文化を生かした、歩いて楽しい、  
にぎわいと安らぎのある景観づくり

# 3. 景観づくりのルール（建築物）

目標景観像や3つの基本目標を達成していくために、次のような地域及びゾーンで、それぞれ建築物等に関する「景観づくりのルール」を定めています。

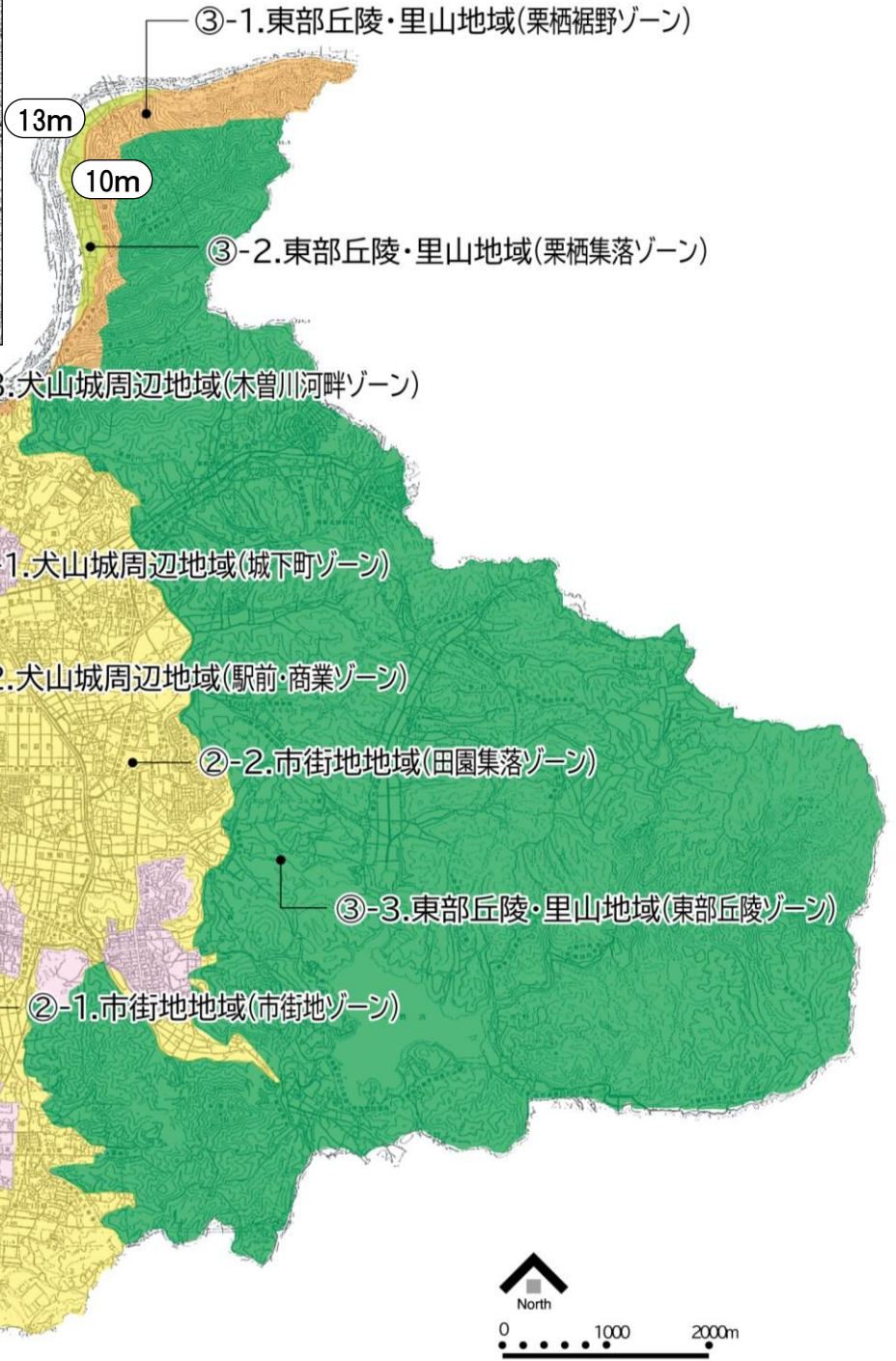
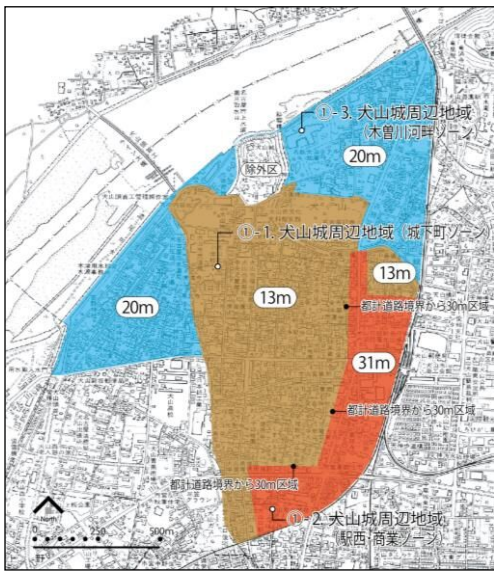
届出対象行為（建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更）のうち、届出基準に示す基準（規模）以上の建築物は届出が必要です。届出の手順に沿って届出を行ってください。

また、国定公園の区域内で許可を受けて行う行為や、地区計画の区域内で建築物を建築するなど、「届出の適用除外」に位置づけられている行為は、それぞれの関係法令に基づく基準に従うものとします。

地域ゾーン	景観づくりのルール		届出基準		
	高さ	形態・意匠			
① 犬山城周辺地域 1. 城下町ゾーン	13m	意匠	●周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる。 ●夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。	全ての建築物	
		建具	●外壁や周囲の建築物と調和した色（黒色、茶色、木系色）や素材の建具枠を用いるよう努める。		
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。		
		壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。		
		屋根	●屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き(黒色または銀鼠色)		
		外壁	●漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。		
		駐車場	●駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。		
		開口部	●開口部には格子を用いるよう努める。		
		門・塀	●建築物を道路境界から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。		
		2. 駅西・商業ゾーン	31m		意匠
壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。				
屋根	●1階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。				
外壁	●まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とするよう努める。				
3. 木曾川河畔ゾーン	20m	意匠	●城下町と河畔をつなぐ地域として日本の伝統的な建築物の様式や特徴を取り込むよう努める。 ●対岸からの眺めを意識しながら、犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和に配慮する。 ●鵜飼や花火などに調和した夜間景観となるような工夫を行うよう努める。		
		屋根	●勾配屋根とする、または1階軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。		
		外壁	●犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とするよう努める。		
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。		
		緑化	●木曾川沿いの道路に接する場所では、木曾川側の敷地境界と建築物との境界部分は緑化に努める。		
② 市街地地域 1. 市街地ゾーン	-	高さ	●周囲から突出しない高さとするよう努める。	建築面積500㎡以上 または高さ15m以上 もしくは6階建以上の建築物	
		意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色を用いないよう努める。		
		屋根・外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。		
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。		
		緑化	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。		
		駐車場	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見えにくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。		
		2. 田園集落ゾーン	-		高さ
意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。				
屋根・外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。				
設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。				
緑化	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。				
③ 東部丘陵・里山地域 1. 栗栖裾野ゾーン	10m	高さ	●【3. 東部丘陵ゾーンのみ】周囲の自然景観と調和した低層なものとするよう努める。	建築面積150㎡以上 または高さ8m以上 もしくは3階建以上の建築物	
		意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。		
	13m	屋根	●勾配屋根とするよう努める。 ●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。		
		外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観と調和するよう努める。		
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。		
		緑化	●前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める。 ●周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽するよう努める。		

※1 「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)及びYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したものである。ただし、漆喰などの地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠などを用いる場合はこの限りではない。(次頁、「マンセル表色系」を参照。)

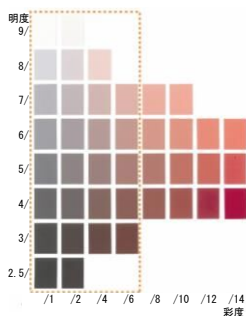
※建築基準法により定められた高さの最高限度が以下に示す内容よりも小さい場合は、その制限に従うものとする。  
 ※また、国定公園の区域内で許可を受けて行う行為や、地区計画の区域内で建築物を建築するなど、「届出の適用除外」に位置づけられている行為は、それぞれの関係法令に基づく基準に従うものとする。



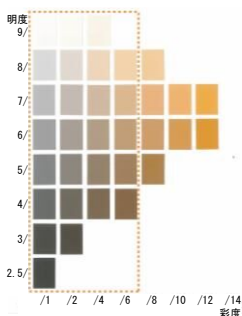
景観計画区域内の地域を構成するゾーン

マンセル表色系

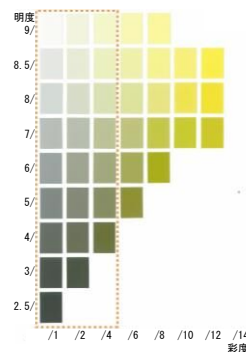
5 R (彩度6以下)



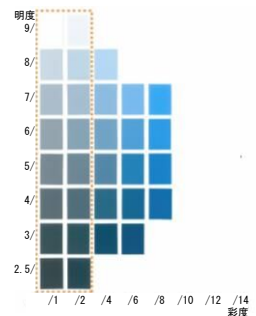
5 Y R (彩度6以下)



5 Y (彩度4以下)



その他の色 (彩度概ね2以下)  
 (例: 5 B)



## 4. 景観づくりのルール（建築物以外）

市域全域で、建築物以外(工作物、その他の行為)に関する「景観づくりのルール」を定めています。

工作物は、その届出対象行為(工作物の新設、増設、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更)のうち、届出基準に示す基準(規模)以上のものは届出が必要です。また、その他の行為についても、同様に届出が必要です。

### (1) 工作物に関するルール

種別	景観づくりのルール		届出基準
	項目	内容	
工作物	位置	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況に十分配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないよう努める。	●工作物の種類により、別表1のとおりとする。
	形態	●工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ●建築物と一体に建設を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるよう努める。 ●擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、緑化などに配慮する。	
	素材	●地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるよう努める。 ●退色しにくい素材を用いるよう努める。	
	色彩	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源などとの調和に配慮した色彩とし、突出した色彩や不調和な色彩は避けるように努める。	

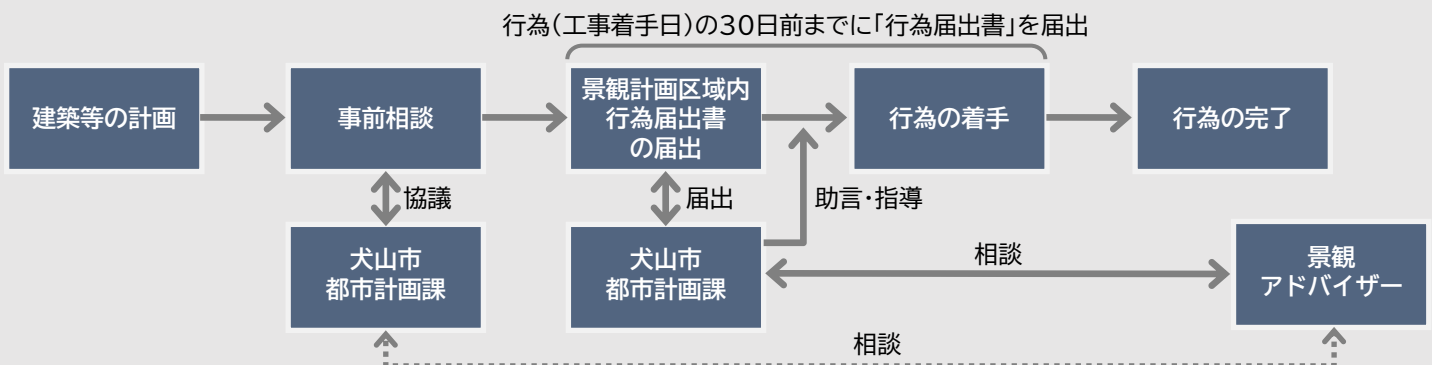
表 別表1

工作物の種類	届出基準
1. 擁壁、護岸その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
2. 煙突その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの
3. 装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
4. 観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴラウンドなどの遊戯施設	・高さが15mを超えるもの
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント、その他これらに類する製造施設、自動車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設、汚水・汚物処理施設、ごみ処理施設等の処理施設	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
6. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	・高さが20mを超えるもの
7. 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
8. 橋梁その他これに類するもの	・幅員が4mを超えるもの ・延長が10mを超えるもの

### (2) その他の行為に関するルール

種別	景観づくりのルール		届出基準
	項目	内容	
開発行為	位置・形態	●現況の地形を可能な限り生かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割するか、または緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないよう配慮する。	●開発区域面積が1,500㎡以上のもの
	緑化	●行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和に努める。 ●敷地内にシンボルとなる樹木などがある場合は、それらの資源を極力保全し、また生かした開発を行うよう努める。 ●生物多様性の環境に配慮した緑化に配慮する。	
土石の採取及び鉱物の採掘	位置・形態	●採取および採掘の行為が周囲から容易に望見できないよう、採取位置や採取方法などを配慮する。	●採取面積が3,000㎡以上のもの ●高さ5m以上の法面が生じるもの
	遮蔽	●必要に応じて周囲の景観に配慮した遮蔽板の設置や生垣を設けて採取などの行為が周囲から容易に望見できないように配慮する。 ●ただし、埋め戻しの際には、外部から産業廃棄物などの混入を監視できるように配慮する。	
	緑化	●稜線や山腹などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や樹木の保全に努める。 ●行為の結果生じた法面は積極的に緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。	
木竹の伐採又は植栽	位置・形態	●周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採が必要最小限となるよう努める。 ●遠方からの眺めにおいて、緑の連続がなくなるよう努める。	●伐採面積が3,000㎡以上のもの
	環境	●生物多様性の保全に配慮した行為となるよう努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	位置・形態	●道路や公園などの公共空間から望見できない位置および規模となるよう配置に努める。	●堆積面積が100㎡以上となるもの ●堆積の高さが5m以上となるもの ●上記のいずれかに該当し、かつ60日以上継続して堆積するもの
	遮蔽	●道路や公園などの公共空間から容易に望見できないように、敷地の周囲に形態意匠に配慮した塀や周囲の自然景観やまちなみに調和した植栽で遮蔽するよう努める。	
太陽光パネルの設置	位置・形態	●既存の周辺景観に配慮し、樹木の伐採は必要最小限に留め、設置角度が一定になるよう努める。 ●太陽光パネル及びそのフレームなどは、黒色、濃灰色、濃茶色、濃紺色を用いた低反射素材とし、周囲の景観の中で目立たないように配慮する。	●設置面積が1,000㎡以上となるもの
	遮蔽	●道路や公園などからの近景に配慮し、容易に望見できないように、敷地周囲の自然環境に調和した植栽や、まちなみに調和した塀や格子、生垣、ルーバーなどで遮蔽するよう努める。	

## 5. 届出の手順

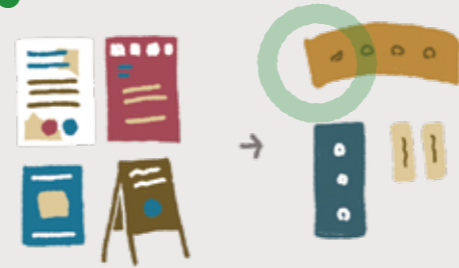


**工夫** 城下町の景観を守るため、以下のことを**工夫**しましょう。

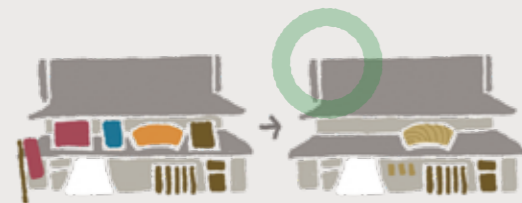
**17** 木や布などの自然由来の素材を使う。



**18** 背景色、文字色を含め3色以下とする。

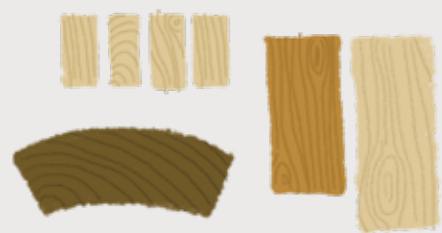


**19** 同系色、低彩度の色彩を用いる。



**推奨** 城下町の景観を守るため、以下のことを**推奨**しています。

**20** 木の看板などを使うと、お客さんの印象も良くなります。



**21** のれんを使うと、城下町らしい雰囲気になります。



**22** ちょうちんやあんどんなどを使うと、さらに城下町らしい雰囲気になります。



お問い合わせ

犬山市役所 都市計画課 建築景観担当  
TEL:0568-44-0331  
FAX:0568-44-0366  
E-MAIL:080100@city.inuyama.lg.jp

# 守ろう、美しい 城下町の景観

犬山城下町屋外広告物ガイドライン

犬山は多くの観光客にお越しいただき賑わっています。

しかし近年では、看板類やのぼりなどの広告物が氾濫して、景観の乱れも気になります。

そこで、より美しい城下町を目指すためのガイドラインを皆さんとまとめました。




2019年度

犬山市都市計画課

**禁止** 城下町の景観を損ないます、以下のことは **止め** ましょう。

**配慮** 城下町の景観を守るため、以下のことに **配慮** しましょう。


**01** 看板類を道路上に設置したり、道路に突出させることはできません。



**02** 屋上や屋根の上、高い位置に広告物は設置しない。



**03** 1階前面のひさしの上には、屋号の看板以外は設置しない。



**04** 簡易広告物、什器は出しっ放しにしない。



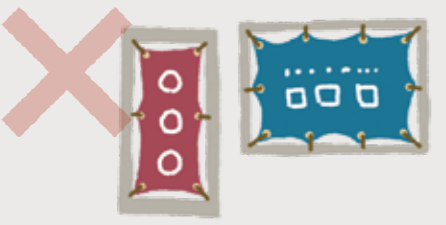
**05** 電光看板、回転灯は設置しない。




**06** ポスター類ははらない。



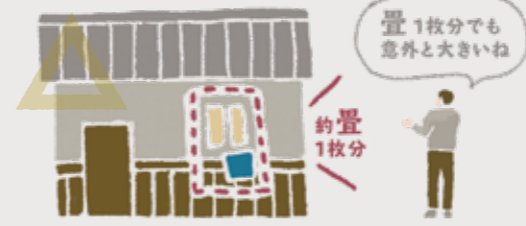
**07** テント広告物は設置しない。



**08** 窓面をふさぐような広告物をはらない。



**09** 1軒あたりの広告物の掲出総面積はなるべく小さくしましょう。



**10** 屋号、店名、業務内容以外の商品パネル、ポップなどの広告物は最低限に。



**11** 同一種の看板、商品広告を複数設置しない。



**12** のぼり旗等の布広告は複数設置しない。



**13** メーカー広告や既製品ののぼり旗は控える。



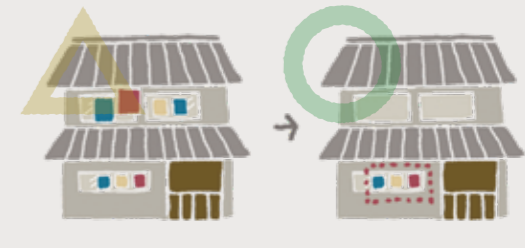
**14** 主要な広告照明はイルミネーションにしない。



**15** プラスチックやラミネートなどの広告物は使わない。



**16** 商品のポップやチラシは貼る場所をまとめる。



## 令和7年度歴史まちづくり賞事業について

### 1. 事業概要【資料3-1】

- ・ 景観や風情の向上に貢献している伝統的な意匠などに優れた建造物を表彰することで、歴史的建造物を将来にわたって守り続け、そして城下町の伝統的な景観を次世代へ継承していくために、平成29年度より実施している事業であり、令和6年度までに計29件を表彰している。

年度	住宅部門 (応募)	住宅部門 (受賞)	その他部門 (応募)	その他部門 (受賞)
平成29年	7件	3件	11件	5件
平成30年	2件	1件	4件	2件
令和元年	2件	2件	2件	2件
令和2年	1件	1件	3件	3件
令和3年	2件	2件	3件	3件
令和4年	0件	0件	1件	1件
令和5年	0件	0件	2件	2件
令和6年d	0件	0件	2件	2件
集計	—	9件	—	20件

### 2. 令和7年度犬山市歴史まちづくり賞事業実施要領【資料3-2】

- ・ 令和7年度第1回犬山市歴史まちづくり協議会専門部会で、令和7年度事業の実施要領について審議を受けた。その結果、令和7年度より、過去に表彰を受けた物件の中で、受賞時とは異なる形で、犬山城下町の歴史的風致の向上に貢献していると認められる物件については、「歴史まちづくり特別賞」として表彰することが決まった。

### 3. 事業スケジュール・経過

令和7年7月25日	犬山市歴史まちづくり協議会専門部会で実施要領について審議
令和7年9月26日～10月24日	一般公募（応募件数：0件）
令和7年11月13日	犬山市歴史まちづくり協議会専門部会による表彰候補物件の選定
令和8年2月20日	犬山市歴史まちづくり協議会による表彰候補物件の審査、表彰物件の決定
令和8年3月	表彰（表彰状、記念プレートの贈呈）

### 4. 表彰候補物件について【資料3-3、3-4】

- ・ 第2回歴史まちづくり協議会専門部会での審議の結果、令和7年度は、登録有形文化財2件（小島家住宅、真野家住宅）を整備・改修し、宿泊施設・レストラン・店舗として活用している「宿～SHUKU～」の2件を、「歴史まちづくり特別賞」の表彰候補物件とすることが決まった。

## 犬山市歴史まちづくり賞受賞一覧

番号	年度	部門	件名	所在地	指定等	
1	H29	住宅	田中家住宅	東古券84	歴史的風致形成建造物候補物件	
2			真野家住宅	東古券57	国登録有形文化財	
3			高木家住宅	東古券74	国登録有形文化財	
4		その他	藤澤げんこつ（林家住宅）	東古券161	歴史的風致形成建造物（第1期）	
5			伊藤家住宅（旧犬山おどき）	南古券22	歴史的風致形成建造物候補物件	
6			cafebar河橋	南古券16-1	歴史的風致形成建造物候補物件	
7			三井家住宅	東古券684	国登録有形文化財	
8			小島醸造（小島家住宅）	東古券633	国登録有形文化財、歴史的風致形成建造物（第1期）	
9	H30	住宅	野々垣家住宅	北古券22-3	-	
10		その他	珈琲ボタン	東古券661	-	
11			松栄本店（松山家住宅）	西古券33	歴史的風致形成建造物（第1期）	
12	R1	住宅	水野家住宅	東古券66	-	

## 犬山市歴史まちづくり賞受賞一覧

番号	年度	部門	件名	所在地	指定等	
13	R1	住宅	玉井家住宅	東古券577	歴史的風致形成建造物（第1期）	
14		その他	Patisserie La Mieux	東古券110-7	-	
15		五とう	東古券659-2	-		
16	R2	住宅	市橋家住宅	東古券170-3	歴史的風致形成建造物候補物件	
17		その他	MANTOVANA（浅井家住宅）	東古券776	歴史的風致形成建造物（第1期）	
18		その他	手しごとや楽々（渡邊家住宅）	東古券678	歴史的風致形成建造物（第1期）	
19		その他	とんぼ玉碧水（渡邊家住宅）	東古券678	歴史的風致形成建造物（第1期）	
20	R3	住宅	金森家住宅	東古券501	-	
21			田中家住宅	東古券449	歴史的風致形成建造物（第1期）	
22		その他	旧小守家住宅	東古券498	登録有形文化財	
23			佐橋家住宅	東古券457	登録有形文化財	

## 犬山市歴史まちづくり賞受賞一覧

番号	年度	部門	件名	所在地	指定等	
24	R3	その他	小川家住宅	東古券558	-	
25	R4	その他	敵骨庵	南古券266	-	
26	R5	その他	ギャルリ住吉	東古券247	-	
27		その他	倉知金太郎饅頭本店	西古券272	-	
28	R6	その他	游月庵	西古券13-8	歴史的建築物	
29		その他	絹乃館 匠美	東古券65	歴史的建築物	

## 令和7年度犬山市歴史まちづくり賞事業 実施要領

### 1 実施の目的・概要

犬山市歴史的風致維持向上計画の中で重点区域に設定されている犬山城下町地区には、風情豊かな町並みを形成する歴史的建造物が多く残っているが、年々減少している。そこで、景観や風情の向上に貢献している伝統的な意匠などに優れた建造物を表彰することで、歴史的建造物を将来にわたって守り続け、そして城下町の伝統的な景観を次世代へ継承していくために、平成29年度より実施している。

令和7年度も歴史まちづくり賞表彰物件の公募を行うとともに、歴史まちづくり協議会専門部会の推薦物件と合わせて審査し、表彰を行う。

### 2 応募の対象

原則として、次に当てはまる建造物を対象とする。

- ① 犬山市歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域内にあるもの
- ② 公道やその他公共的空間から外観が確認できるもの
- ③ 犬山の城下町の町並みの風情を残し、かつ維持・向上が図られていると思われるもの
- ④ 伝統的な意匠等により隣接、近隣との調和が図られているもの
- ⑤ 建築後およそ50年以上経過しているもの

※ 過去に犬山市の修景補助を受けている物件の場合は、修景後5年以上経過し、継続して良好な外観を維持しているものを対象とする。ただし、自己推薦物件については本条件を適用せず、個別の物件によって判断する。

※ 過去に表彰を受けた物件の中で、受賞時とは異なる形で、犬山城下町の歴史的風致の向上に貢献していると認められる物件については、「歴史まちづくり特別賞」として表彰する。

【「歴史まちづくり特別賞」表彰対象の例】

- ・ 修理・復元整備を実施することで建物の価値を顕在化した物件
- ・ 店舗やホテル、事務所等に改装することで付加価値を創出して、建物の保存・活用につなげた物件
- ・ 地域住民の集いや活動の場として活用することで、まちづくりに貢献した物件

### 3 応募の種類

#### ① 住宅部門

※歴史まちづくり賞実施要綱第4条第1項「居住の用に供するもの」に相当

#### ② その他部門（店舗、事務所、蔵等）

※実施要綱第4条第2項「店舗、事務所、蔵等の用に供するもの」に相当

### 4 応募資格

犬山市在住・在勤・在学の方

## 5 募集期間・応募方法

令和7年9月26日（金）から10月24日（金）の間に、所定の様式に記入し、写真を添付して、歴史まちづくり課まで提出。郵送及びメールでの提出も可。物件の募集は広報いぬやま、市ホームページ、SNS等により周知。

## 6 募集から表彰までの流れ

9月26日（金）

～10月24日（金） 公募

11月13日（木） 犬山市歴史まちづくり協議会専門部会による現地確認、表彰候補物件の選定

令和8年1～2月 犬山市歴史まちづくり協議会による表彰物件の決定

3月 表彰（表彰状・記念品の授与）

## 7 審査基準

### 【審査基準】

以下の項目について各20点ずつ、100点満点で採点する。

(1) 城下町の町並み

城下町の風情を損なうことなく、町並み全体の維持に寄与しているか

(2) 伝統的な意匠及び技術

通常望見できる範囲において、伝統的な意匠や技術が確認できるか

(3) デザイン・色彩の調和

通常望見できる範囲において、城下町の町並みを担う一画として、相応しいデザインや色彩となっているか

(4) 住宅部門：建築当初の外観を大きな改変をしないで今日まで維持しているか

その他部門：物件に付随する看板等の構築物が城下町の町並みに違和感なく調和しているか

(5) 今後の当市の城下町の町並みの主要な建造物になり得るか

※登録有形文化財は20点、歴史的風致形成建造物及び景観形成重要建造物は18点で採点。その他の物件は0～17点の間で各委員による採点を行う。

## 表彰候補物件1「宿～SHUKU～練屋棟（小島家住宅）」の概要

## 1. 物件名 宿～SHUKU～練屋棟

## 2. 事業者名 株式会社 Donden

## 3. 建物の概要（小島家住宅）

・小島家は本町通りの一筋東側の練屋町の中ほどに所在し、広大な屋敷地を構える酒造業の家である。小島庄の豪族であったが、慶長2年（1597）この地に移り朝鮮伝来の忍冬酒（にんとうしゅ）を醸造したことに始まるとされる、町年寄（まちとしより）を勤めた旧家である。

・敷地内の建物の内、主屋、座敷、南蔵、北酒造及び北蔵、西酒蔵及び仕込場、寄付、屋根塀の7棟が平成17年に国の登録有形文化財建造物となっている。建築年代は主屋と屋根塀が明治時代、その他の5棟が江戸時代である。

・「江戸時代中期に建築された数少ない町家で、建築当時の華やかな意匠を今も残している当市の城下町を代表する物件である」として、平成29年度に第1回の犬山市歴史まちづくり賞をその他部門で受賞している。



受賞時の小島家

## 4. 旧来の利用状況

・主屋の入り口において、忍冬酒の販売を行っていた。  
 ・道路からは主屋、屋根塀、寄付の外観を望見することができた。また、令和3年度までは「愛知のたてもの博覧会」などのイベント時に、座敷の特別公開を行っていた。

## 4. 現在の利用状況

・地域の有志を中心に設立された民間事業者である株式会社 Donden が、所有者から建物を貸借し、改修整備した上で、分散型ホテル（主屋、南蔵）、レストラン（座敷）として令和7年4月から活用している。  
 ・現在も引き続き主屋の入り口で、小島家の当主が忍冬酒の販売を行っている。

## 5. 活用方法の特色

・各棟だけでなく、敷地の南側にある庭の整備を合わせて行うことで、敷地全体を活用し、かつての豪商の繁栄ぶりが分かるようになっている。  
 ・小島家で現在も作られている忍冬酒を使用したカクテルの提供や、その原材料であるスイカズラを使用した入浴剤の提供など、歴史的風致を活かし、犬山ならではの体験を提供している。  
 ・照明に犬山祭の車山で使用されているものと同じ形の提灯を利用したり、洗面器に犬山焼の陶器を使用するなど、地域の歴史的風致を取り入れた意匠となっている。

6. 現在の写真



主屋（宿泊棟）正面



南蔵(宿泊棟)正面



主屋内部（宿泊棟受付）



主屋内部（小島家当主による忍冬酒の販売）



主屋内部（犬山祭の提灯を活用した照明）



主屋内部（客室）



座敷(レストラン)内部（残月の間）



庭（右手が座敷棟）

## 表彰候補物件2「宿～SHUKU～下本町棟（真野家住宅）」の概要

1. 物件名 宿～SHUKU～下本町棟

2. 事業者名 株式会社 Donden

3. 建物の概要（真野家住宅）

- ・真野家は下本町に所在する江戸時代からの旧家である。犬山城下町のメインストリートである本町通と、駅から城下町に向かう駅前通りとの交差点の北東に西面して建つ。
- ・敷地内の建物の内、主屋、離れ座敷、土蔵、高塀の4棟が平成17年に国の登録有形文化財建造物となっている。主屋は明治24年(1891)の濃尾震災で倒壊し、同27(1894)年に再建された。そのほかの3棟も同年代の建築と推測されている。
- ・「犬山城下町の入口に、伝統的な意匠をほぼ残して継承されていることから、犬山城下町を代表する十分風格を思わせる物件である。」として、平成29年度に第1回の犬山市歴史まちづくり賞をその他部門で受賞している。



3. 旧来の利用状況

- ・道路からは主屋、高塀の外観を望見することができた。

4. 現在の利用状況

- ・地域の有志を中心に設立された民間事業者である株式会社 Donden が、所有者から建物を貸借し、改修整備した上で、分散型ホテル（主屋、離れ座敷、土蔵）として令和7年4月から活用している。
- ・令和7年10月より、主屋の一部を飲食店（カフェ・パン屋）として活用している。

5. 活用方法の特色

- ・襖や屏風などの調度品、掛け軸などの設えは、真野家が所蔵していたものを利用している。
- ・新たに設置した冷暖房機器や防災設備などについては、配置や色に配慮し、元の雰囲気壊さないようにしている。
- ・洗面器に犬山焼の陶器を使用するなど、地域の歴史的風致を取り入れた意匠としている。

6. 現在の写真



主屋（宿泊棟・飲食店）正面



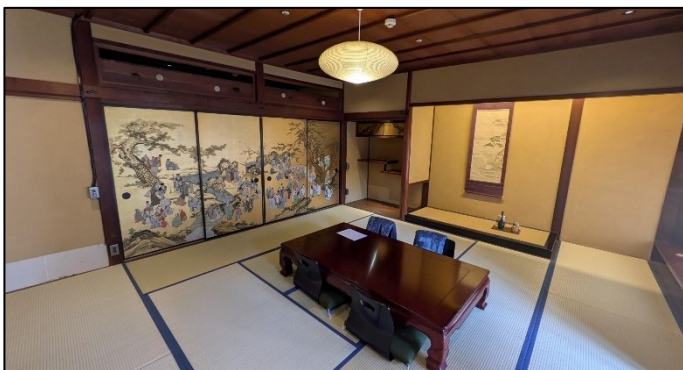
高塀・土蔵（駅前通りより撮影）



主屋内部（飲食店）



主屋内部（2階宿泊棟）



主屋内部（襖・掛け軸は真野家所蔵のもの）



離れ座敷内部（宿泊棟）



通り庭（奥が離れ座敷）



犬山焼を使った洗面台